

四日市市上下水道局告示第18号

四日市市水洗化工事費積立奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市水洗化工事費積立奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市水洗化工事費積立奨励金交付要綱（平成30年四日市市上下水道局告示第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (有効期限) 4 この要綱は、 <u>令和9年3月31日</u> 限りその効力を失う。	附 則 (有効期限) 4 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> 限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

(上下水道局生活排水課)